

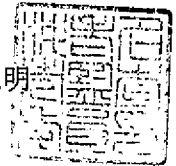
海老名市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年3月27日

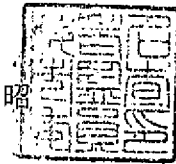
海老名市監査委員

雨宮 徳明



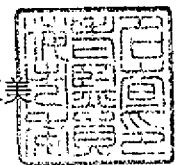
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

倉橋 正美



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 保健福祉部 健康推進課
- 2 監査の実施日 令和5年1月26日
- 3 監査結果の公表日 令和5年3月7日(海老名市監査委員告示第14号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>下記2件について、地方自治法234条第1項の規定による契約締結に際し、相手方から請書の受領を失念し、支出事務についても過年度支出となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場輸送業務委託(追加接種(一般)・その3)</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場輸送業務委託(追加接種(一般)・その4)</li> </ul>	<p>事業終了後、担当者は速やかに支払い手続きを実施し、請求書が送付されず時間を要した時点で、事業の承認者決裁者等に報告して情報共有し、請求遅延とならないように努めます。</p> <p>また事業の承認者決裁者等は、事業実施を確認した時点で請求漏れや遅延がないように、複数回確認して財産管理を今まで以上に徹底します。</p>